

相続方法

遺言書 がある場合

- 被相続人様が遺言で遺産の分割の方法を定めてあった場合は、それによって遺産を分割することになります。
 - *公正証書遺言の場合…正本または謄本を（原本は公証人役場に保管）提出してください。
 - *自筆証書遺言の場合…家庭裁判所で検認手続きを受けていただき、原本と検認調書謄本を提出してください。
- 相続人様の同意の可否・払戻等につきましては、ご提出の遺言書の内容等（遺言執行者の指定、包括遺贈、特定遺贈等）を確認させていただき、判断させていただきます。

遺産分割協議書 がある場合

- 遺言による遺産分割の指定がない場合、相続人様全員の協議によって相続分を決定します。協議が整うと相続人様全員の署名・押印（実印、印鑑証明書添付）による遺産分割協議書が作成され、それにしたがって遺産を分割することになります。
- 相続預金の払戻等の手続は、遺産分割の内容により異なります。遺産分割協議書原本をご提示いただき、担当者にお尋ねください。

家庭裁判所の 調停または審判 がある場合

- 相続人様全員一致による分割協議が整わないときは、家庭裁判所に申立てを行います。裁判所では、まず調停により遺産分割を行うようにします。調停で合意に至らなければ審判によって分割することになります。調停成立の場合は調停調書、審判の場合は審判書を提出してください。
- それぞれ遺産分割の内容により相続手続が行われます。

相続放棄された 方がある場合

- 相続放棄とは、相続人様が一切の相続財産の引継ぎを拒否する制度です。相続放棄は、相続の開始を知ってから原則3か月以内に家庭裁判所に申立てを行い、それが審理され、受理されて認められます。
- 相続放棄が認められた場合には、その相続人様は初めから存在しなかったものとみなされます。
- 相続手続は、相続放棄をされた方を除外して行います。

上記のいずれ でもない場合 (共同相続)

- 相続人様間で具体的な遺産分割協議を行う前段階として、相続人様全員の合意にもとづいて相続預金の払戻等の手続（相続依頼と受領）を行う一般的な相続手続の方法があります。
- この場合、相続人様全員の方に当行所定の相続依頼書に署名・押印（実印）していただくとともに、相続人様の中から相続人代表者様を決めていただき、相続手続を一任していただくことになります。